

青森県後期高齢者医療広域連合債権管理条例をここに公布する。

令和八年二月十七日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀記

青森県後期高齢者医療広域連合条例第一号

青森県後期高齢者医療広域連合債権管理条例

(目的)

第一条 この条例は、青森県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が有する債権の管理について必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「広域連合の債権」とは、金銭の給付を目的とする広域連合の次の権利をいう。

一 非強制徴収公債権 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百九十二条において準用する法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権で国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができないものをいう。

二 私債権 法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権及び同法第二百四十条第四項各号に規定する債権以外のものをいう。

(他法令との関係)

第三条 広域連合の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則に定めがある場合を除き、この条例の定めるところによる。

(広域連合長の責務)

第四条 広域連合長は、法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則で定めるところにより、広域連合の債権を適正に管理しなければならない。

(督促)

第五条 広域連合長は、広域連合の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促し

なければならぬ。

(強制執行等)

第六条 広域連合長は、広域連合の債権について、前条の規定による督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されな
いときは、次の各号に掲げる措置を取らなければならない。ただし、第九条の規定による徴収停止の措置をとる場合又は第
十条の規定による履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 債務名義のある広域連合の債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をと
ること。

二 前号に該当しない広域連合の債権については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。
(履行期限の繰上げ)

第七条 広域連合長は、広域連合の債権について履行期限を繰り上げることができ理由が生じたときは、遅滞なく、債務者
に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第十条第一項各号のいずれかに該当する場合その
他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第八条 広域連合長は、広域連合の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合に
おいて、法令の規定により広域連合が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、その
ための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、広域連合長は、広域連合の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担
保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第九条 広域連合長は、広域連合の債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次
の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立
てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第十条 広域連合長は、広域連合の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る広域連合の債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

2 広域連合長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長することができる。この場合において、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る広域連合の債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第十一条 広域連合長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができ

る見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等（以下「当該債権等」という。）を免除することができる。

（債権の放棄）

第十二条 広域連合長は、広域連合の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権等を放棄することができる。

一 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。

二 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項その他の法令の規定により債務者が当該債権等につきその責任を免れたとき。

三 当該債権等（時効による消滅について援用を要するものに限る。）について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効を援用しないと認められる特別な理由があるときを除く。）。

四 第六条の規定により強制執行等の手続をとつても、なお完全に履行されない当該債権等について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

五 第九条の規定により徴収停止の措置をとつた当該債権等について、徴収停止の措置をとつた日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

六 債務者が失踪、行方不明の宣告を受け、又はこれらに準ずる事情にあり、当該債権等について弁済する見込みがないと認められるとき。

七 債務者が死亡し、その債務について限定承認があつた場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該債権等に優先して弁済を受ける権利の金額の合計額を超えないと認められるとき。

（議会報告）

第十三条 広域連合長は、前条の規定により債権を放棄したときは、規則に定める事項を議会に報告しなければならない。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。